

## ○輪島市事業承継支援事業補助金交付要綱

(令和3年3月31日告示第70号)

(趣旨)

第1条 この告示は、中小企業等の円滑な事業承継による市の経済の活性化を図るため、市の区域内(以下「市内」という。)における事業者のうち、事業承継を契機として経営革新等を行うものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、経済産業省中小企業庁より採択された事業承継・引継ぎ補助事業等に係る補助事業者(事務局)から、事業承継・引継ぎ補助金(創業支援型、経営者交代型又はM&A型に限る。以下「国の事業承継補助金」という。)の交付の決定を受けている者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内の事業者が行う事業承継に係る事業のうち、国の事業承継補助金の交付の決定を受けている事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国の事業承継補助金の交付決定額の3分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、200万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、輪島市事業承継支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に国の事業承継補助金の交付の決定を受けたことを証する書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金の交付の可否及びその額を決定したときは、輪島市事業承継支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由により前条の申請内容に変更があるときは、速やかに輪島市事業承継支援事業変更申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更であって、交付決定額の減少が10万円未満のものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査し、補助事業の変更等の承認をすべきと認めるときは、変更等の承認をするものとする。

3 前項の規定による承認をした場合については、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、補助事業が完了した後 15 日以内、又は市の会計年度末日のいずれか早い日までに、輪島市事業承継支援事業実績報告書(様式第 4 号)に  
関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に輪島市事業承継支援事業補助金交付額確定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 前条の規定により、補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、輪島市事業承継支援事業補助金請求書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けた場合においては、当該請求書の内容を確認し、適当であると認めるときは、提出があった日から 30 日以内に指定の金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

3 この告示による補助金は、概算払を行わないものとする。

(雑則)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。